

社会福祉法人なごむ会役員等の報酬・費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごむ会役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程の役員等とは、なごむ会の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等(本部会計等で常勤役員及び理事会の承認を得た非常勤役員に対し給与として支給する役員等を除く)が、理事会・評議員会(以下「理事会等」という。)に出席した場合に1回につき5,000円を支給する。

2 監査のために出席する場合の監事の報酬は、1回につき5,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、前条に定める理事会等及び監査に出席したときは、費用弁償として2,000円を支給する。

2 前項以外の法人の業務のために出席するときは、費用弁償として2,000円を支給する。

3 理事長の求めにより県内外の研修会や会議等に出張したときは、次のとおりの旅費を支給する。なお、旅費の計算方法については、社会福祉法人なごむ会旅費規程を準用する。

区 分	車 賃 (1 Kmにつき)	日 当	宿 泊 料	
			県 外	県 内
役 員 等	37円	2,000円	12,000円	11,000円

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉法人なごむ会旅費規程を準用する。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

なお、平成17年3月29日施行の役員報酬・費用弁償等支給規程は廃止する。